

福岡県アレルギー疾患医療連携拠点病院の選定について

1 主旨

アレルギー疾患を有する者が、県内の居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療提供体制の整備の一環として、福岡県アレルギー疾患医療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）を選定する。

2 選定要件

- (1) 拠点病院には、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師（以下、「アレルギー専門医」という。）が内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域に常勤していること。常勤しない診療科がある場合、アレルギー専門医が常勤している他の医療機関の診療科と連携していること。
- (2) 小児アレルギーエデュケーター（※）等の資格を持つ薬剤師、看護師、管理栄養士のいずれかが配置されていることが望ましいこと。
※患者及び家族に対し適切なセルフケアについて教育・指導する日本小児臨床アレルギー学会の認定資格。
- (3) 小児から高齢者までの診療を担うことができること。
- (4) 拠点病院の役割として、次の実施が望ましいこと。

<診断>

- ① アレルゲン同定の検査実施及び評価（血液検査、プリックテスト、パッチテスト等）
- ② アナフィラキシーの原因同定
- ③ 肺機能検査、呼気NO測定、呼吸抵抗測定等を用いた評価
- ④ 運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施及び評価

<治療>

- ① アレルゲン免疫療法の実施（舌下）
- ② 重症及び難治性気管支喘息の治療
- ③ 重症及び難治性のアトピー性皮膚炎、アレルギー性皮膚疾患の治療
- ④ 重症及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療
- ⑤ 重症及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療

<管理>

- ① 重症及び難治性アレルギー疾患の長期管理
- ② 重症及び難治性食物アレルギーの長期管理

3 選定に係る調査

- (1) 調査対象
アレルギー専門医が、内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の複数の領域に配置されている医療機関。
- (2) 調査基準日
平成30年12月1日現在の状況
- (3) 調査項目
別紙 調査票